

保医発第 0526001 号  
平成 20 年 5 月 26 日

地方社会保険事務局長  
地方厚生（支）局長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」の一部改正について

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正については、本日付け保発第号をもって通知されたところであるが、これに伴い「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 11 年 10 月 20 日保険発第 138 号）の一部を下記のとおり改正し、本年 6 月 1 日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遗漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 初検時相談支援料について

別紙「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項」（以下「留意事項」という。）の「第 2 初検料」を「第 2 初検料及び初検時相談支援料」に改め、次の項目を追加する。

9 初検時相談支援料の取扱いについては、以下によること。

- (1) 初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定できること。  
具体的には、

- ① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項（入浴、歩行、就労制限等）
  - ② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明
  - ③ 受領委任の取扱いについての説明
  - ④ その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援とする。
- (2) 同月内においては、1回のみ算定できること。また、6により初検料のみ算定した場合においては初検時相談支援料は算定できないこと。

2 留意事項の「第7 一部負担金」の1中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

○ 「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」の一部改正

新	旧
<p>第2 初検料及び初検時相談支援料            (1～8 略)</p> <p><u>9 初検時相談支援料の取扱いについては、以下によること。</u></p> <p>(1) <u>初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定できること。</u></p> <p><u>具体的には、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>日常生活動作上での励行事項や禁止事項（入浴、歩行、就労制限等）</u></li> <li>② <u>患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明</u></li> <li>③ <u>受領委任の取扱いについての説明</u></li> <li>④ <u>その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援とする。</u></li> </ul> <p>(2) <u>同月内においては、1回のみ算定できること。また、6により初検料のみ算定した場合においては初検時相談支援料は算定できないこと。</u></p> <p>第7 一部負担金</p> <p>1 「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成11年10月20日付老発第682号・保発第144号）により、受領委任の取扱いとすることが認められている施術所において、患者から支払いを受けることとされている一部負担金に相当する金額は、健康保険法、<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>等の規定に基づき、施術に要した費用に10分の1、10分の2又は10分の3を乗じた額であること。</p>	<p>第2 初検料            (1～8 略)</p>
<p>第7 一部負担金</p> <p>1 「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成11年10月20日付老発第682号・保発第144号）により、受領委任の取扱いとすることが認められている施術所において、患者から支払いを受けることとされている一部負担金に相当する金額は、健康保険法、<u>老人保健法</u>等の規定に基づき、施術に要した費用に10分の1、10分の2又は10分の3を乗じた額であること。</p>	